

公 示 送 達 書

栗原市告示第210号

令和 8年 8 月13日

宮城県栗原市長 佐 藤 智



令和8年度 国民健康保険税納税通知書を下記の方に送達すべきところ、その方の住所、居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項及び栗原市税条例(平成17年栗原市条例第60号)第18条の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、当市役所税務課に保管してありますから、来庁のうえ受領してください。

記

送達する書類名	令和8年度国民健康保険税納税通知書	
送達を受けるべき者	住 所	氏 名
	宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎八日町14番地2	韓 明峰
	宮城県栗原市栗駒中野上野原北82番地3	佐藤 明
	宮城県栗原市若柳字川北東若柳212番地1コーポミケナ210号	佐久間 茂
	宮城県栗原市築館字左足下5番地	鈴木 将也
	宮城県栗原市若柳字川北東若柳167番地4コーポたかはしB103号	二階堂 典幸
	宮城県栗原市若柳字川南南大通7番地17	門脇 和也
	中国	石川 美結
	宮城県栗原市高清水来光沢2番地2	ASRI RAHAYU

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公告をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。